

資料編

(ページ)

1. 北九州市特別支援教育の在り方検討会議 開催要綱 41-42
2. 北九州市特別支援教育の在り方検討会議 構成員名簿 43
3. 北九州市特別支援教育の在り方検討会議の経過 44
4. 特別支援教育の関係データ (北九州市) 45-47
5. 特別支援教育の対象となる児童生徒数の推移 (全国と本市) 48
6. 保健福祉局及び子ども家庭局の関係データ 49-51
7. 教育委員会における各種事業等 (特別支援教育関係) 52-53
8. 特別支援教育関係の主な研修一覧 54
9. 他局等における各種事業等 (障害のある子どもたちへの支援につながる取組) 55-58
10. 障害のある子どもや家族等を対象とした相談事業
(保健福祉局、子ども家庭局及び教育委員会所管分を抽出)
. 59
11. 北九州市の特別支援教育に関する調査 (企業向け) 結果
まとめ 60-74
12. 北九州市の特別支援教育に関する調査 (特別支援教育コー
ディネーター向け) 結果まとめ 75-80
13. 北九州市の特別支援教育に関する調査 (保護者向け) 結果
まとめ 81-92
14. 用語解説 93-94

北九州市特別支援教育の在り方検討会議 開催要綱

(目 的)

第1条 本市における障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の一層の推進に向けて、今後の特別支援教育の在り方や方向性を定める「(仮称)北九州市特別支援教育推進プラン」の策定に当たり、有識者等から意見を聴取するため開催する。

(意見聴取事項)

第2条 検討会議の構成員は、第1条の目的を達成するため、次の事項について意見を述べる。

- (1) 施設・設備面の整備
- (2) 相談支援体制の整備
- (3) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実
- (4) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用
- (5) 障害者理解の促進

(構成員)

第3条 検討会議の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 労働関係者
- (5) 保護者代表
- (6) 学校関係者
- (7) その他、特に必要と認めた者

(会議の運営)

第4条 検討会議に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 会長は、検討会議を招集する。
- 4 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 構成員の任期は、選任の日から2年とする。

- 2 構成員は再任されることができる。

(資料提出及び意見聴取)

第6条 会長は、必要に応じて、有識者等に対して会議への出席、説明及び資料の提出を求め、また意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、教育委員会特別支援教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項については、会長が定める。

附則

1 この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

【北九州市特別支援教育の在り方検討会議 構成員名簿】

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	中村 貴志	福岡教育大学 教授
学識経験者	山根 正夫	西南女学院大学 教授
福祉関係者	岩井 眞紀子	北九州市立小池学園 園長
福祉関係者	吉住 敦子	北九州市保育アドバイザー 元・到津ひまわり学園 園長
医療関係者	下村 泰斗	北九州市立総合療育センター 精神科部長
医療関係者	芳賀 彰子	D r . H A G A 茶屋町クリニック 子どもと家族・女性のための心療内科 院長
労働関係者	池田 辰美	社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会 インクル大里 事業所長
労働関係者	長門 賢一	サンアクアTOTO株式会社 総務部長
保護者代表	伊野 和子	北九州市自閉症協会 事務局長 (小倉南特別支援学校 前・P T A会長)
保護者代表	新澤 直美	北九州市P T A協議会 副会長 北九州市特別支援学校P T A連合会 会長 (八幡西特別支援学校 P T A会長)
学校関係者	大江 真由美	北九州市立幼稚園長会 会長 (小倉南幼稚園 園長)
学校関係者	金田 孝一	北九州市立特別支援学校長会 会長 (門司総合特別支援学校 校長)
学校関係者	淵 和子	北九州市私立幼稚園連盟 副会長 (霧ヶ丘幼稚園 園長)

(任期) 平成27年11月2日～平成29年11月1日

北九州市特別支援教育の在り方検討会議の経過

【平成27年度】

	開催日	議題
第1回	11月24日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育の現状と課題 ・ プラン策定に当たっての論点 ・ 意見交換
第2回	2月17日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回目会議での意見整理 ・ プラン策定に当たっての論点 ・ 意見交換

【平成28年度】

	開催日	議題
第1回	5月13日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回目会議での意見整理 ・ プラン案の説明 ・ プラン案に係る意見交換
第2回	7月 8日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回目の意見を踏まえた修正案の提示 ・ 意見交換 ⇒ 素案

市民意見（パブリックコメント）の募集

第3回	12月27日（火）	
-----	-----------	--

プラン策定

※ 上記の「プラン」とは、「北九州市特別支援教育推進プラン」を示す。

特別支援教育

(1) 特別支援学校及び特別支援学級等の児童生徒数等の推移

● 知的障害

年度	特別支援学校			小・中学校(特別支援学級)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
平成16	4校	114学級	500人	43校	64学級	360人
17	4校	119学級	522人	46校	68学級	379人
18	4校	120学級	538人	53校	81学級	421人
19	5校	124学級	575人	59校	87学級	460人
20	5校	130学級	622人	68校	97学級	530人
21	5校	142学級	671人	75校	108学級	573人
22	5校	140学級	718人	85校	116学級	601人
23	5校	144学級	729人	92校	123学級	641人
24	5校	148学級	746人	98校	128学級	688人
25	5校	145学級	754人	111校	150学級	757人
26	5校	158学級	792人	118校	160学級	822人
27	5校	160学級	831人	129校	173学級	884人
28	6校	169学級	850人	134校	177学級	921人

● 肢体不自由

年度	特別支援学校			小・中学校(特別支援学級)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
平成16	2校	69学級	197人	/	/	/
17	2校	70学級	198人			
18	2校	76学級	213人			
19	2校	73学級	220人			
20	2校	72学級	207人			
21	2校	77学級	217人			
22	2校	72学級	205人			
23	2校	71学級	213人			
24	2校	79学級	235人			
25	2校	75学級	222人			
26	2校	86学級	232人			
27	2校	85学級	234人			
28	2校	82学級	237人			

● 病弱（病弱・身体虚弱）

年度	特別支援学校			小・中学校(特別支援学級)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	学級数	児童生徒数
平成16	2校	19学級	64人	1校	2学級	9人
17	2校	26学級	84人	1校	2学級	11人
18	2校	22学級	70人	2校	2学級	10人
19	2校	25学級	87人	1校	1学級	7人
20	2校	27学級	92人	1校	1学級	8人
21	2校	24学級	82人	1校	1学級	8人
22	2校	28学級	92人	1校	1学級	4人
23	2校	30学級	97人	0校	0学級	0人
24	2校	31学級	91人	0校	0学級	0人
25	2校	28学級	83人	0校	0学級	0人
26	2校	27学級	81人	0校	0学級	0人
27	2校	28学級	72人	0校	0学級	0人
28	2校	24学級	65人	0校	0学級	0人

● 弱 視

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16	/	/	/	1校	1教室	3人
17				1校	1教室	1人
18				1校	1教室	2人
19				1校	1教室	3人
20				1校	1教室	4人
21				1校	1教室	4人
22				1校	1教室	8人
23				1校	1教室	7人
24				1校	1教室	9人
25				1校	1教室	9人
26				1校	1教室	9人
27				1校	1教室	9人
28				1校	1教室	8人

● 難 聴

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16	5校	5学級	15人	4校	4教室	33人
17	5校	5学級	15人	4校	4教室	30人
18	5校	6学級	15人	4校	4教室	32人
19	5校	6学級	19人	4校	4教室	30人
20	3校	4学級	19人	4校	4教室	31人
21	6校	6学級	15人	4校	4教室	30人
22	6校	6学級	19人	4校	4教室	34人
23	6校	6学級	16人	4校	4教室	36人
24	6校	6学級	18人	4校	4教室	35人
25	6校	6学級	17人	4校	4教室	41人
26	6校	6学級	19人	4校	4教室	32人
27	6校	6学級	17人	4校	4教室	38人
28	6校	6学級	17人	4校	4教室	37人

● 言語障害

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16	/	/	/	2校	4教室	53人
17				2校	4教室	54人
18				2校	4教室	53人
19				2校	4教室	48人
20				2校	4教室	47人
21				2校	4教室	33人
22				2校	4教室	38人
23				2校	4教室	44人
24				2校	4教室	47人
25				2校	4教室	49人
26				2校	4教室	52人
27				2校	4教室	51人
28				2校	4教室	59人

● 自閉症・情緒障害

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)		
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数
平成16	3校	3学級	11人	3校	6教室	77人
17	3校	4学級	14人	3校	7教室	88人
18	5校	6学級	26人	4校	8教室	96人
19	8校	9学級	52人	4校	8教室	95人
20	13校	18学級	98人	3校	6教室	77人
21	21校	31学級	164人	3校	6教室	120人
22	32校	46学級	219人	3校	7教室	78人
23	36校	52学級	277人	3校	7教室	84人
24	42校	60学級	323人	3校	7教室	91人
25	50校	74学級	405人	3校	7教室	90人
26	61校	87学級	474人	3校	7教室	91人
27	71校	104学級	561人	3校	7教室	97人
28	85校	122学級	675人	3校	7教室	95人

● LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥多動性障害)

年度	小・中学校(特別支援学級)			小・中学校(通級指導教室)				
	学校数	学級数	児童生徒数	学校数	教室数	児童生徒数		
平成16	/	/	/					
17								
18								
19						2校	2教室	10人
20						2校	2教室	22人
21						4校	4教室	45人
22						5校	6教室	49人
23						6校	8教室	100人
24						6校	8教室	108人
25						7校	9教室	120人
26						8校	11教室	136人
27						8校	12教室	163人
28						8校	12教室	160人
			9校	13教室	168人			

(教育委員会 特別支援教育課調べ)

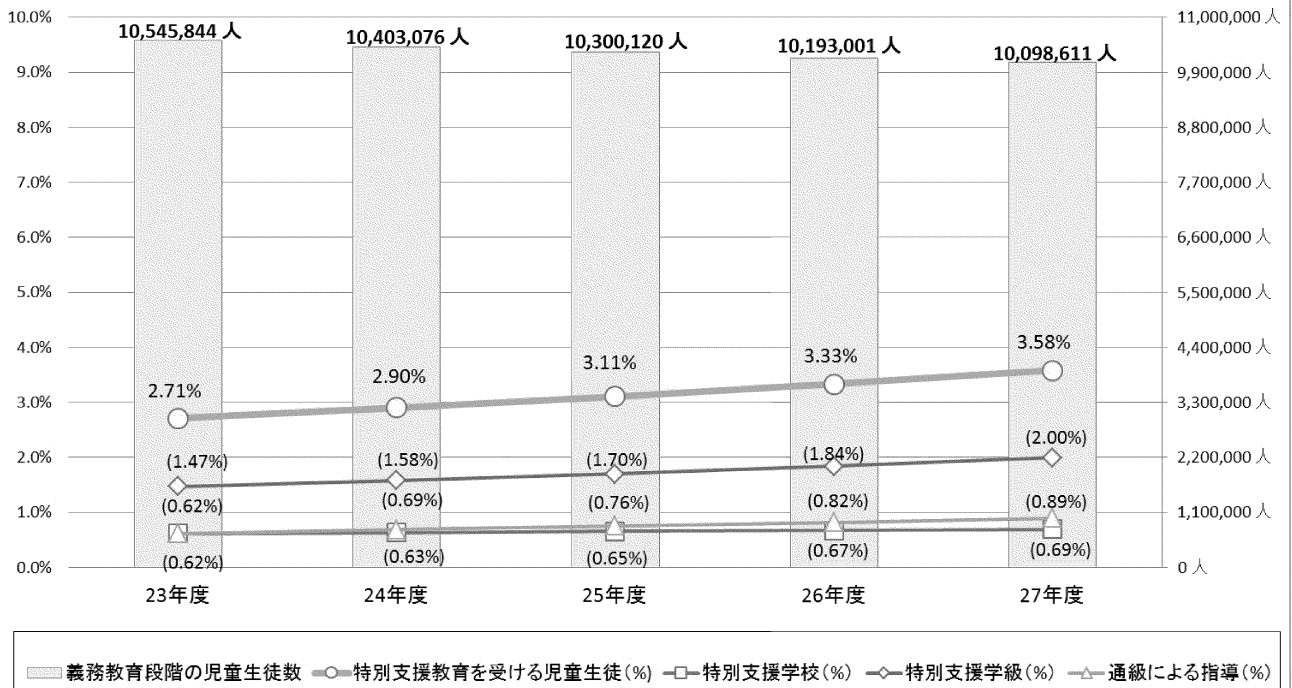
(2) 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保持状況

年度	特別支援学校数	教諭数	特別支援学校教諭免許保持者数	免許保持率
平成16	8校	344人	268人	77.9%
17	8校	351人	291人	82.9%
18	8校	356人	305人	85.7%
19	9校	374人	329人	88.0%
20	9校	388人	340人	87.6%
21	9校	396人	344人	86.9%
22	9校	401人	357人	89.0%
23	9校	402人	363人	90.3%
24	9校	401人	368人	91.8%
25	9校	399人	356人	89.2%
26	9校	402人	374人	93.0%
27	9校	404人	368人	91.1%
28	8校	374人	347人	92.8%

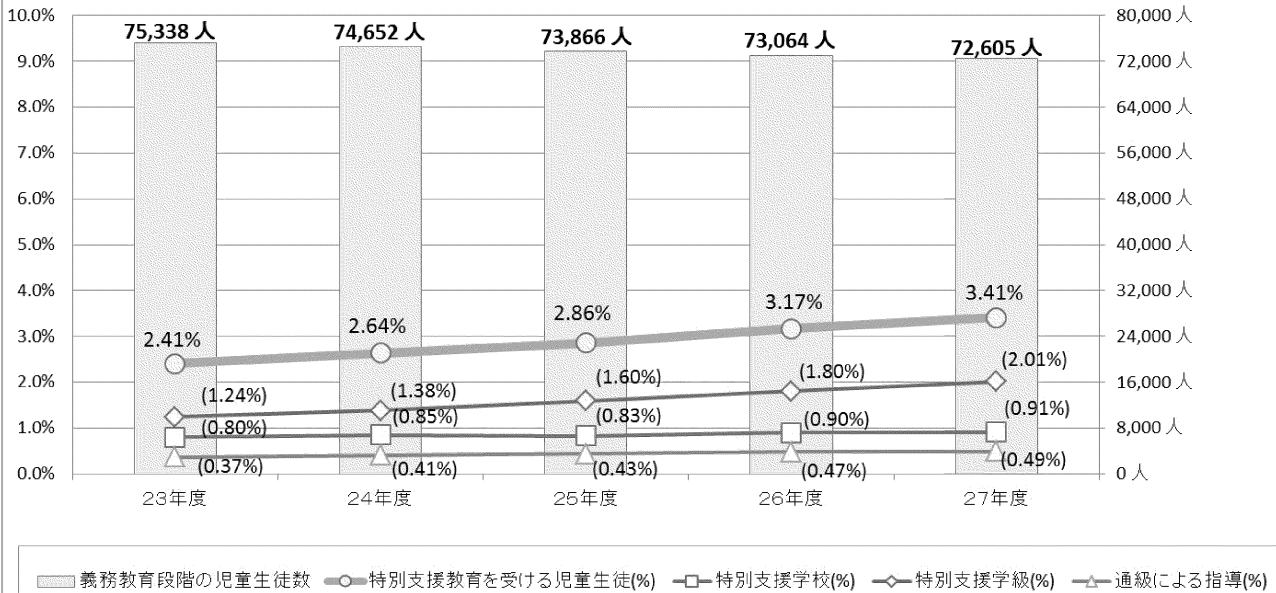
※ 平成19年度から教育職員免許法施行規則の改正により、盲・聾学校免許を含み、特別支援学校教諭免許状として計上。

(教育委員会 教職員課調べ)

特別支援教育の対象となる児童生徒数の推移(全国)



特別支援教育の対象となる児童生徒数の推移(北九州市)



【保健福祉局及び子ども家庭局の関係データ】

身体障害者手帳交付件数（18歳未満：等級別）

等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成23年度	433件	201件	108件	65件	23件	45件	875件
平成24年度	434件	198件	110件	67件	21件	41件	871件
平成25年度	412件	187件	114件	65件	24件	37件	839件
平成26年度	409件	180件	108件	63件	25件	32件	817件
平成27年度	413件	163件	106件	64件	27件	36件	809件

身体障害者手帳交付件数（18歳未満：障害別）

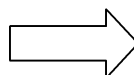
種別	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成23年度	19件	140件	3件	514件	199件	875件
平成24年度	20件	136件	3件	509件	203件	871件
平成25年度	19件	136件	3件	490件	191件	839件
平成26年度	22件	131件	3件	481件	180件	817件
平成27年度	19件	125件	4件	474件	187件	809件

療育手帳交付件数（18歳未満）

程度	A（重度）	B（中・軽度）	計
平成23年度	626件	1,285件	1,911件
平成24年度	607件	1,320件	1,927件
平成25年度	566件	1,391件	1,957件
平成26年度	585件	1,512件	2,097件
平成27年度	594件	1,601件	2,195件

悩みや不安の相談相手の割合

相談者	割合（平成23年度）
行政や民間の相談窓口	3.9%
施設や医療機関の職員	38.9%
友人・知人	19.2%
家族	71.9%
相談できる人がいない	0.5%



割合（平成26年度）
3.0%
35.4%
24.1%
72.4%
2.6%

資料：北九州市障害児・者実態調査より
注：障害児分のみ割合（複数回答）

発達障害児支援センター「つばさ」の相談状況

年度	実人員	件数
平成 23 年度	1,087 人	3,495 件
平成 24 年度	1,069 人	3,146 件
平成 25 年度	1,103 人	3,262 件
平成 26 年度	996 人	3,265 件
平成 27 年度	1,011 人	3,380 件

保育所での障害のある子どもの受入れ数

年度	障害児受入保育所数	受入障害児数
平成 23 年度	99 施設	256 人
平成 24 年度	89 施設	220 人
平成 25 年度	99 施設	233 人
平成 26 年度	94 施設	261 人
平成 27 年度	109 施設	305 人
平成 28 年度	104 施設	298 人

※各年度 5 月 1 日現在の数値

放課後等デイサービスの利用実績

年度	利用者数
平成 24 年度	246 人
平成 25 年度	520 人
平成 26 年度	881 人
平成 27 年度	1,133 人

放課後児童クラブでの障害のある子どもの受入れ数 (4 月 1 日現在)

年度	人数	クラブ数
平成 22 年度	195 人	92 クラブ
平成 23 年度	229 人	107 クラブ
平成 24 年度	245 人	112 クラブ
平成 25 年度	283 人	123 クラブ
平成 26 年度	284 人	135 クラブ
平成 27 年度	290 人	92 クラブ
平成 28 年度	290 人	92 クラブ

※放課後児童クラブ数は、これまで 1 クラブの規模は 70 人までという国の考え方に基づきクラブを分割していたため分割後のクラブ数を掲載していたが、平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、運営委員会の数をクラブ数としている。

障害児のための施設・事業所

	概要	施設数
福祉型障害児入所施設	障害のある児童を対象に、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設	2 か所
医療型障害児入所施設 (重症心身障害児施設)	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童が入所し、治療や日常生活の指導を行う施設	2 か所
児童発達支援センター	障害のある児童が保護者のもとから通所することにより、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設	7 か所
児童発達支援事業	障害のある児童が保護者のもとから通所することにより、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う事業所 ※児童発達支援センターより小規模な通所支援	23 か所
放課後等デイサービス	障害のある子どもが、放課後等に通所し、通所児が社会に適應できるように生活、学習、運動等の訓練を行うもの	70 か所
保育所等訪問支援事業	支援員が保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外との集団生活への適應のための支援を行うもの	4 か所

障害児等療育支援事業

★療育等支援施設事業

事業名	実施施設
①訪問療育指導事業 ②外来療育指導事業 ③施設一般指導事業	総合療育センター（小倉南区） 引野ひまわり学園（八幡西区）※ 若松ひまわり学園（若松区）※ 到津ひまわり学園（小倉北区）※ 北方ひまわり学園（小倉南区）※ 小池学園（若松区）※ 総合療育センター西部分所（八幡西区）※ 「※」は外来療育指導事業のみを実施

★療育拠点施設事業

事業名	実施施設
④施設専門指導事業 ⑤専門療育指導事業	総合療育センター（小倉南区）